

目 次

・企画財務部	市長公室	2
・ 〃	企画財政課	3
・総務部	総務課	6
・ 〃	人事課	8
・市民環境部	市民交流課	9
・ 〃	国保医療課	10
・ 〃	生活環境課	12
・福祉保健部	社会福祉課	16
・ 〃	高齢介護課	22
・ 〃	こども課	26
・ 〃	保健推進課	32
・産業活力部	産業支援課	34
・建設部	都市計画課	39
・ 〃	建築住宅課	41
・教育委員会	学校教育課	42
・ 〃	生涯学習課	43
・ 〃	文化図書課	45
・ 〃	人権啓発課	48
・選挙管理委員会		50
・消防本部	安全管理課	52
・水道局	水道総務課	53
・ 〃	工水総務課	55

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50 歳代が 32.8%と最も多く、次に 60 歳代が 24.6%と比較的中年層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>エ 女性委員</p> <p>女性委員については、委員総数に対して 26.8%であり、現状としては男女比率の改善がなされつつあるのは顕著であるが、市指針には基本原則として男女比率の均衡を図ることとあり、四国中央市「四国中央市男女共同参画計画」（平成 22 年 3 月、27 頁）においては『審議会等への女性の登用率の向上』及び『自治基本条例に基づく「審議会等の運営に関する指針」の運用・推進』ともある。</p> <p>よって、審議会等には男女のバランスが確保された市民意見を反映させることが肝要と考えるので、女性委員の更なる比率向上を望むものである。</p>	<p>No. 1【四国中央市本部広報委員会】</p> <p>本部広報委員会は、四国中央市広報委員設置条例第 3 条第 2 項に定める本部広報委員をもって組織しています。本部広報委員は、地区の広報委員の互選により選出した地区広報委員長が兼務し、市長が委嘱します。</p> <p>指摘事項に挙げられている事項で、委員の中年層の占める割合が多いこと及び女性委員が少ないことに関して、地域から推薦された地区広報委員会での互選により、本部広報委員を選出していますが、事務局の意見が反映できにくい状況です。</p> <p>なお、本部広報委員会は現在、昼間に開催しており、必然的に未就労の方や自営業の方などが委員に選出されています。</p> <p>今後、本部広報委員会で話し合い、夜間開催できるよう検討し、若年層の委員も選出される体制を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ア 委員数</p> <p>委員定数は、市指針によると基本原則として15人以内とされているところであるが、15人以下の審議会等が殆どであった。しかし、当該審議会等の設置目的等により止むを得ず大きく上回るものも見受けられた。</p> <p>また、条例等において委員任期が年数で規定されている審議会等は、常設の形態であると解釈されるので、基準日の時点で委員の選任なしとされているものは、不適正な状態であると考えられる。</p> <p>よって、速やかに委員の選任により常設状態に審議会等を改善する等適正なものに改められたい。</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>(3) 審議会等の会議運営について</p> <p>ア 委員報酬等</p> <p>附属機関に準じた機関の委員等への報酬又は報償費等の支出については、現在のところ地方裁判所において見解の相違する判例がある。</p> <p>① 平成14年9月24日福岡地方裁判所平成13(行ウ)42 若宮町違法公金支出返還請求事件では、法律又は条例に基づかない附属機関(附属機関に準じた機関)の委員に対し支出した報酬及び費用弁償は、『「若宮町特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」又は「若宮町非常勤特別職の職員の費用弁償条例」のいずれ</p>	<p>No.3【四国中央市基本構想審議会】</p> <p>ご指摘の委員任期につきましては、条例では「2年間」と規定しておりますが、常設でなければならない性質のものではないため、条例を改正し適切な表現に改める予定であります。</p> <p>また当審議会の人数につきましては、本市の基本構想、基本計画を審議するものであり、市の指針に沿った15名以内で審議可能かどうかの検討を行っているところであります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.4【四国中央市ケーブルテレビ放送番組審議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては委員の選任にあたって若年層の選任がされていませんでした。</p> <p>当審議会におきましては、若年層の委員を選任できるよう現在各機関への推薦依頼等を行っている状況です。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p> <p>No.4【四国中央市ケーブルテレビ放送番組審議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては(株)四国中央テレビの番組審議会との共同開催ということもあり、委員報酬の支払いができておりませんでした。</p> <p>本年度に開催する審議会より報酬を支払う予定です。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p>

にもその根拠を求めることはできず、他に本件公金支出を根拠づける法令はない。そうすると、本件公金支出は、法令に基づかない支出として違法であるというしかない。』という違法の判決。更に、違法な公金支出であるので、賠償を若宮町に対して支払義務があると認めた。

② 平成14年1月30日さいたま地方裁判所平成11(行ウ)8 損害賠償等請求越谷市情報公開懇話会報償費では、本来地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として「本件懇話会委員に対する報酬等を給与条例に基づくことなく、これと異なる報償費を支出したことは、違法な公金の支出に当たるとの評価を受けることを否定することはできない」と判決文にある。しかし、この報償費は、「適法に設置された附属機関たる審議会委員に対して支出されたと推認される報酬等の額は、本件懇話会の委員に対して支出された報償費等と同額であったと推認することができるものというべきであるから、(中略)越谷市に損害は生じていないものというべきである。」と違法ではあるが、損害無しという判決。

また、違法な報酬支出については、地方財務実務提要(第2巻4615頁)「違法設置の審議会委員への報酬支払と不当利得返還請求」において、違法設置附属機関委員への報酬支出に対する返還請求について「不当利得返還請求権は、競合するとする説(不当利得返還請求権対立説)と不当利得について差額があるときにその差額の限度において生じるとする説(不当利得返還請求権差額説)とがあり、判例・通説は後説をとっており、昭和41年5月20日の行政実例も後説によっています。」とあり、更に「一般的には、相互に受けた利益は均衡しているとみるのが通常であり、不当利得返還請求権は、双方に生じないと解するのが適当であると考えます。」と続く。

以上のことから、附属機関及び附属機関に準じた機関の分類判断に関して、法律に準拠した調停、審査、諮問及び調査機関であるかどうか的確な判断を行い、附属機関に該当する場合は、設置根拠である法律又は条例が存在するか、報酬の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

一方、附属機関に準じた機関に該当する場合は、附属機関とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであるから、国の懇談会等指針によりその

設置根拠は法律又は条例によるのではなく要綱等によるものであり、無償、若しくは報酬ではなく報償費の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

しかし、(1)ア、イ、ウで既に述べた附属機関の要件を満たす機関でありながら報酬の支出がなされていないものが見受けられたが、これは不適正であることを否定することはできない。

また、附属機関に準じた機関で報酬を支出したものも見受けられた。

よって、所管においては、**附属機関及び附属機関に準じた機関の委員に対する公金支出の適正を図られたい。**

ただし、既に支出された公金に関しては、上記判例、実例又は通説等の見解を検証したところにより、不当利得返還請求権差額説の立場をとるものであり、その返還を求めるものではない。

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について オ 公募委員 公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。</p> <p>さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。</p> <p>よって、市指針において公募が適当でない認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。</p> <p>(3) 審議会等の会議運営について イ 会議の公開等 会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。</p> <p>よって、審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開</p>	<p>No.7【四国中央市福祉バス運営審議会】 ご指摘の事項につきましては、公募はしておりませんでした。次の任期満了時には公募することといたします。 【検討中】</p> <p>No.7【四国中央市福祉バス運営審議会】 ご指摘の事項につきましては、公開しておりませんでした。平成23年2月22日開催いたしました会議から公開しております。 【措置済】</p>

に努められたい。	
----------	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ア 委員数</p> <p>委員定数は、市指針によると基本原則として15人以内とされているところであるが、15人以下の審議会等が殆どであった。しかし、当該審議会等の設置目的等により止むを得ず大きく上回るものも見受けられた。</p> <p>また、条例等において委員任期が年数で規定されている審議会等は、常設の形態であると解釈されるので、基準日の時点で委員の選任なしとされているものは、不適正な状態であると考えられる。</p> <p>よって、速やかに委員の選任により常設状態に審議会等を改善する等適正なものに改められたい。</p>	<p>No.11【四国中央市公務災害補償等審査会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては委員の選任がされておりませんでした。</p> <p>検討の結果、当審査会は常設が適切であると判断しましたので、委員の委嘱を行う予定です。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>オ 公募委員</p> <p>公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でないと認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。</p> <p>さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。</p> <p>よって、市指針において公募が適当でないと認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。</p>	<p>No.13【ボランティア市民活動推進協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、委員の選任がされておりませんでした。</p> <p>検討の結果、次回の委員の任期による改選の際には、従来どおり市ホームページ等で周知を行うほか、新たな取り組みとして、ボランティア市民活動センターホームページでの周知や、センターに登録している団体等に対し、文書にて直接通知を行い、ボランティア活動を熟知した公募委員の発掘に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りが無いよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>オ 公募委員</p> <p>公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。</p> <p>さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。</p> <p>よって、市指針において公募が適当でないと</p>	<p>No.14【四国中央市国民健康保険運営協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、委員の年齢層が高くなっておりますが、次回（平成24年6月）の委員改選時において、委員14名中、各種団体等からの推薦によらない被保険者代表委員4名の一部について公募することにより、年齢層の偏在の解消に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.14【四国中央市国民健康保険運営協議会】</p> <p>委員の選任につきましては、前回の改選時から一部委員について公募といたしましたが、応募がありませんでした。次回（平成24年6月）の委員改選時において、応募がなされるように広報等による周知等の方法を改善してまいります。（保険料の賦課内容のすべての対象となる40歳以上65歳未満の被保険者が望ましいと考えております。）</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

<p>認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。</p>	
---	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>エ 女性委員</p> <p>女性委員については、委員総数に対して26.8%であり、現状としては男女比率の改善がなされつつあるのは顕著であるが、市指針には基本原則として男女比率の均衡を図ることとあり、四国中央市「四国中央市男女共同参画計画」（平成22年3月、27頁）においては『審議会等への女性の登用率の向上』及び『自治基本条例に基づく「審議会等の運営に関する指針」の運用・推進』ともある。</p> <p>よって、審議会等には男女のバランスが確保された市民意見を反映させることが肝要と考えられるので、女性委員の更なる比率向上を望むものである。</p> <p>オ 公募委員</p> <p>公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、こ</p>	<p>No.17【四国中央市交通安全対策協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、四国中央市交通安全対策会議条例（以下、条例という。）に構成委員の職名が決められております。この条例は、交通安全対策基本法、愛媛県交通安全対策会議条例の上位法を基に制定されており、その中でも構成委員の職名が決められていることから、年齢層に偏りがないよう選任することは現状では難しいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p> <p>No.17【四国中央市交通安全対策協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、四国中央市交通安全対策会議条例（以下、条例という。）に構成委員の職名が決められております。この条例は、交通安全対策基本法、愛媛県交通安全対策会議条例の上位法を基に制定されており、その中でも構成委員の職名が決められていることから、審議会等での男女のバランス確保が肝要であるとは考えていますが、女性委員の比率向上する事は現状では難しいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p> <p>No. 16【墓地整備審議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては公募の委員選任がされていませんでした。墓地審議会は、一年に一度あるかの開催で、墓地新設（変更）許可にあたる市長の諮問機関です。墓地新設は、市町村か宗教法人でなければ設置できない、規模がおおむね1000㎡など特殊なところがありますので現在学識者として、市議会議員（環境経済委員長）・住職・司法書士・各種団体の代表者で構成されています。市民への公募は難しいと考えています。</p>

れは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。

さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。

よって、市指針において公募が適当でない認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。

(3) 審議会等の会議運営について

ア 委員報酬等

附属機関に準じた機関の委員等への報酬又は報償費等の支出については、現在のところ地方裁判所において見解の相違する判例がある。

① 平成14年9月24日福岡地方裁判所平成13(行ウ)42 若宮町違法公金支出返還請求事件では、法律又は条例に基づかない附属機関(附属機関に準じた機関)の委員に対し支出した報酬及び費用弁償は、『「若宮町特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」又は「若宮町非常勤特別職の職員の費用弁償条例」のいずれにもその根拠を求めることはできず、他に本件公金支出を根拠づける法令はない。そうすると、本件公金支出は、法令に基づかない支出として違法であるというしかない。』という違法の判決。更に、違法な公金支出であるので、賠償を若宮町に対して支払義務があると認めた。

② 平成14年1月30日さいたま地方裁判所平成11(行ウ)8 損害賠償等請求越谷市情報公開懇話会報償費では、本来地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として「本件懇話会委員に対する報酬等を給与条例に基づくことなく、これと異なる報償費を支出したことは、違法な公金の支出に当たるとの評価を受けることを否定することはできない」と判決文にある。しかし、この報償費は、「適法に設置された附属機関たる審議会委員に対して支出されたと推認される報酬等の額は、本件懇話会の委員に対して

【見解】

No.17 【四国中央市交通安全対策協議会】

ご指摘の委員報酬等につきましては、特別委員が対象となると思われませんが、この特別委員は、特別の事項を審議させるため必要があるときに置くことができるとありますので、通常審議の際には出席を求めるものではありません。故に、特別委員への公金支出は現時点では必要ではないと考えております。

【見解】

支出された報償費等と同額であったと推認することができるものというべきであるから、（中略）越谷市に損害は生じていないものというべきである。」と違法ではあるが、損害無しという判決。

また、違法な報酬支出については、地方財務実務提要（第2巻4615頁）「違法設置の審議会委員への報酬支払と不当利得返還請求」において、違法設置附属機関委員への報酬支出に対する返還請求について「不当利得返還請求権は、競合するとする説（不当利得返還請求権対立説）と不当利得について差額があるときにその差額の限度において生じるとする説（不当利得返還請求権差額説）とがあり、判例・通説は後説をとっており、昭和41年5月20日の行政実例も後説によっています。」とあり、更に「一般的には、相互に受けた利益は均衡しているとみるのが通常であり、不当利得返還請求権は、双方に生じないと解するのが適当であると考えます。」と続く。

以上のことから、附属機関及び附属機関に準じた機関の分類判断に関して、法律に準拠した調停、審査、諮問及び調査機関であるかどうか的確な判断を行い、附属機関に該当する場合は、設置根拠である法律又は条例が存在するか、報酬の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

一方、附属機関に準じた機関に該当する場合は、附属機関とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであるから、国の懇談会等指針によりその設置根拠は法律又は条例によるのではなく要綱等によるものであり、無償、若しくは報酬ではなく報償費の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

しかし、（1）ア、イ、ウで既に述べた附属機関の要件を満たす機関でありながら報酬の支出がなされていないものが見受けられたが、これは不適正であることを否定することはできない。

また、附属機関に準じた機関で報酬を支出したのも見受けられた。

よって、所管においては、**附属機関及び附属機関に準じた機関の委員に対する公金支出の適正を図られたい。**

ただし、既に支出された公金に関しては、上記判例、実例又は通説等の見解を検証したところにより、不当利得返還請求権差額説の立場を

とるものであり、その返還を求めるものではない。

イ 会議の公開等

会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。

よって、**審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。**

No.15【四国中央市環境審議会】

ご指摘の事項につきましては平成17年1月31日を最後に審議会が開催されていないため議事録の公開ができていませんでした。

当審議会につきましては、今後審議会を開催した場合は会議の議事録の公開を行ってまいります。

【実施中】

No.17【四国中央市交通安全対策協議会】

ご指摘の事項につきましては、議事内容の公開はされておりました。

当審議会につきましては、今後審議会を開催した場合は会議の議事録の公開を行ってまいります。

【実施中】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(1) 審議会等の設置状況について</p> <p>ア 附属機関について</p> <p>附属機関とは、定義的には執行機関の内部組織ではなく、執行機関が行政の執行権を有するのとは異なり、自ら執行機関として最終的な意思決定をする権限はなく、行政の執行権を有していない。行政の執行権に伴う必要な調停、審査、諮問又は調査を行うため、委嘱委員により構成された合議制の機関として、執行機関の事務事項の前提となる附属的な機関である。</p> <p>附属機関の設置根拠は前記第2監査の概要中、2監査の対象で述べたとおり、地方自治法第138条の4第3項に基づき、<u>法律又は条例の定めによる設置が必須である。</u>また、地方自治法第202条の3第1項においても同様に規定されている。条例の規定事項に関して附属機関としての具体的な必要条件は、その機関が市長の委嘱により学識経験者、各団体からの選出者又は公募選出委員等で組織され、市長の諮問に応じて、調停、審査、審議又は調査等の機関であることが明記され、議事においては出席委員の過半数で決する等合議体としての意見決定機能や、執行機関内に事務局を設置する等が明記されていることであると考える。</p> <p>また、附属機関の委員は地方自治法第202条の3第2項に該当し、非常勤職員とされ、地方自治法第203条の2により条例に基づき<u>報酬を支給しなければならない</u>ので、給与条例主義の原則に則り当市では「四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例」において、附属機関を構成する委員の報酬及び費用弁償に関して規定されており、この条例に基づき勤務日数等に応じてそれぞれ適正に支出されるものである。</p> <p>なお、委員は地方公務員法の公務災害補償の対象となる。</p> <p>イ 附属機関に準じた機関について</p> <p>附属機関に準じた機関とは、国の懇談会等指針により定義付けするならば、行政運営上の参考に資するため、市長等の決裁を経て、市長等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているものは、懇談会等行政運営上の会合である。更に、運営の考え方としては、附属機関とは異なる</p>	<p>No.19【四国中央市福祉有償運送運営協議会】 道路運送法、道路運送法施行規則で定められた運営審議会であるので、今後条例化に向けて検討したい。 【検討中】</p> <p>No.20【地域自立支援協議会】 障害者自立支援法が平成22年12月に改正され任意設置ではあるが、法定化された。今後条例化に向けて検討したい。 【検討中】</p>

りあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の意見聴取の場として性格付けられるものである。

附属機関に準じた機関の運営は、要綱等により設置されたもので、法律及び条例を根拠として開催することはできない。要綱等の規定事項に関して附属機関に準じた機関としての具体的な必要条件は、名称には審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会等は避けるべきであり、定数及び議決方法に関する議事手続は定めず、聴取した意見には、答申、意見書等合議体としての結論と受け取られる呼称は付さないものである。

また、附属機関に準じた機関の委員等は、法律又は条例に設置根拠を置かないのであるから、地方自治法 202 条の 3 第 2 項に該当せず、非常勤職員ではないことから、報酬の支出は適正を欠くものである。しかし、地方財務実務提要（第巻 4612 頁）「附属機関と私的諮問機関の差異」において「役務の提供に対する対価として報償費、旅費（費用弁償）を支給することは可能でしょう。」とあることから、市が内部規定する単価等による報償費は支給出来るものと考ええる。

なお、地方公務員法は適用されないので、公務災害の対象とはならない。

ウ 設置目的について

当市においては、附属機関と附属機関に準じた機関は明確な区分基準が存在しないので、国の懇談会等指針に基づくならば、附属機関に準じた機関の性格として「意見聴取の場として利用するものとする。」とあり、その成果は「答申、意見書等合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないものとする。」となる。

ところで、附属機関又は附属機関に準じた機関であるか如何に関しては、その事項が争点となり公金支出の違法性が問われた住民訴訟事例（後述）があること等から、コンプライアンス上重要な問題であると認識すべきであると考ええる。

よって、設置目的は、附属機関であるか、若しくは附属機関に準じた機関であるかの判断の上で重要な要件であるが、上記ア、イで述べた条例又は要綱等の規定事項の必要条件により、その機関形態、機関機能及び目的等が調停、審査、諮問又は調査のためのものであるかどうかを精査し、附属機関に該当するのであれば条例化を検討されたい。

(2) 審議会等の委員構成等について

イ 委員構成

委員の選任については、関係団体代表者が全体委員数の39.2%選任され、次に学識経験者が同じく24.1%の選任となっており広く選任がなされていることが窺われる。しかし、市指針によると基本原則として各界及び各層から広く選任すること、市の一般職員を選任しないこととあるが、市職員80名が選任されている実態は、委員総数に対して8.1%と1割にも満たないとしても市指針に適合していないものであると考える。

よって、法令又は条例等に市職員の選任規定があるもの以外は、次回の選任の際には市指針に沿うよう努められたい。

ウ 委員年齢

委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めない。審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。

よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。

オ 公募委員

公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状

No. 21【四国中央市コミュニケーション支援事業等運営委員会】

本会は、文字どおり聴覚障害者のコミュニケーション（手話等）支援事業の運営に関し、行政、聴覚障害者協会、通訳者等の関係者から構成される委員会である。委員会に行政職員が含まれていることへの改善指導であるが、本会は特定業務の適正な運営を目的に3位一体の取り組み体制を前提に組織されたものであり、発言権のない事務局では事業が膨張する恐れもあり現体制が適当と考える。（介護給付認定審査会と同様に非該当とされたい）

【見解】

No. 19【四国中央市福祉有償運送運営協議会】

本会は、市内の事業者から福祉有償運送の申請があった場合に開会する協議会であり、タクシー等の公共交通機関や障害者団体の長などから構成されている。ほとんどの委員が所属団体の推薦であり当方でこの年齢構成を左右することは困難である。

【見解】

No.18【四国中央市民生委員推薦会】

ご指摘の事項につきましては民生委員法により委員構成が限定されており、委員公募は適当ではないため今後も公募の予定はありません。

【見解】

No. 21【四国中央市コミュニケーション支援事業等運営委員会】

委員構成でも説明のとおり、本会はコミュニケーション支援事業等（手話等）の運営に関し、利用者（障害者協会）、提供者（手話通訳者）、行政の3者が協議する場

があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取り組みにも限界があるかと推察するものである。

さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。

よって、市指針において公募が適当でないと認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。

(3) 審議会等の会議運営について

ア 委員報酬等

附属機関に準じた機関の委員等への報酬又は報償費等の支出については、現在のところ地方裁判所において見解の相違する判例がある。

① 平成14年9月24日福岡地方裁判所平成13(行ウ)42 若宮町違法公金支出返還請求事件では、法律又は条例に基づかない附属機関(附属機関に準じた機関)の委員に対し支出した報酬及び費用弁償は、『「若宮町特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」又は「若宮町非常勤特別職の職員の費用弁償条例」のいずれにもその根拠を求めることはできず、他に本件公金支出を根拠づける法令はない。そうすると、本件公金支出は、法令に基づかない支出として違法であるというしかない。』という違法の判決。更に、違法な公金支出であるので、賠償を若宮町に対して支払義務があると認めた。

② 平成14年1月30日さいたま地方裁判所平成11(行ウ)8 損害賠償等請求越谷市情報公開懇話会報償費では、本来地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として「本件懇話会委員に対する報酬等を給与条例に基づくことなく、これと異なる報償費を支出したことは、違法な公金の支出に当たるとの評価を受けることを否定することはできない」と判決文にある。しかし、この報償費は、「適法に設置された附属機関たる審議会委員に対して支出されたと推認される報酬等の額は、本件懇話会の委員に対して支出された報償費等と同額であったと推認する

である。そこには、手話等に関する専門的な知識が求められるため、一般公募にはなじまないものとするが、なお、今後会に諮り検討していきたい。

【検討中】

No. 20 【四国中央市地域自立支援協議会】

本協議会については、改正障害者自立支援法により、本年10月からその設置が法的に位置づけられることとなる。委員の報酬については、設立当時(平成20年)に委員から無償の提言があり、これを全員一致の議決で決定されたものであるが、今回の監査改善指導によりなされた法的な問題の指摘に関しては、再度協議会に諮り、報酬を支出する方向で了解をいただき、23年度の補正予算で対応したい。

【検討中】

ことができるものというべきであるから、(中略)越谷市に損害は生じていないものというべきである。」と違法ではあるが、損害無しという判決。

また、違法な報酬支出については、地方財務実務提要(第2巻4615頁)「違法設置の審議会委員への報酬支払と不当利得返還請求」において、違法設置附属機関委員への報酬支出に対する返還請求について「不当利得返還請求権は、競合するとする説(不当利得返還請求権対立説)と不当利得について差額があるときにその差額の限度において生じるとする説(不当利得返還請求権差額説)とがあり、判例・通説は後説をとっており、昭和41年5月20日の行政実例も後説によっています。」とあり、更に「一般的には、相互に受けた利益は均衡しているとみるのが通常であり、不当利得返還請求権は、双方に生じないと解するのが適当であると考えます。」と続く。

以上のことから、附属機関及び附属機関に準じた機関の分類判断に関して、法律に準拠した調停、審査、諮問及び調査機関であるかどうか的確な判断を行い、附属機関に該当する場合は、設置根拠である法律又は条例が存在するか、報酬の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

一方、附属機関に準じた機関に該当する場合は、附属機関とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであるから、国の懇談会等指針によりその設置根拠は法律又は条例によるのではなく要綱等によるものであり、無償、若しくは報酬ではなく報償費の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

しかし、(1)ア、イ、ウで既に述べた附属機関の要件を満たす機関でありながら報酬の支出がなされていないものが見受けられたが、これは不適正であることを否定することはできない。

また、附属機関に準じた機関で報酬を支出したものも見受けられた。

よって、所管においては、**附属機関及び附属機関に準じた機関の委員に対する公金支出の適正を図らねたい。**

ただし、既に支出された公金に関しては、上記判例、実例又は通説等の見解を検証したところにより、不当利得返還請求権差額説の立場をとるものであり、その返還を求めるものではな

い。

イ 会議の公開等

会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。

よって、審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。

No. 21 【四国中央市コミュニケーション支援事業等運営委員会】

現在、設置要綱に会議の傍聴規定はないため、今後整備したい。議事録の公開についても、プライバシーにかかる部分を除き、その手法等を検討していきたい。現状としては、傍聴、議事録の閲覧等について要望があれば対応可能である。

【検討中】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(1) 審議会等の設置状況について</p> <p>ア 附属機関について</p> <p>附属機関とは、定義的には執行機関の内部組織ではなく、執行機関が行政の執行権を有するのとは異なり、自ら執行機関として最終的な意思決定をする権限はなく、行政の執行権を有していない。行政の執行権に伴う必要な調停、審査、諮問又は調査を行うため、委嘱委員により構成された合議制の機関として、執行機関の事務事項の前提となる附属的な機関である。</p> <p>附属機関の設置根拠は前記第2監査の概要中、2監査の対象で述べたとおり、地方自治法第138条の4第3項に基づき、<u>法律又は条例の定めによる設置が必須である</u>。また、地方自治法第202条の3第1項においても同様に規定されている。条例の規定事項に関して附属機関としての具体的な必要条件は、その機関が市長の委嘱により学識経験者、各団体からの選出者又は公募選出委員等で組織され、市長の諮問に応じて、調停、審査、審議又は調査等の機関であることが明記され、議事においては出席委員の過半数で決する等合議体としての意見決定機能や、執行機関内に事務局を設置する等が明記されていることであると考える。</p> <p>また、附属機関の委員は地方自治法第202条の3第2項に該当し、非常勤職員とされ、地方自治法第203条の2により条例に基づき<u>報酬を支給しなければならない</u>ので、給与条例主義の原則に則り当市では「四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例」において、附属機関を構成する委員の報酬及び費用弁償に関して規定されており、この条例に基づき勤務日数等に応じてそれぞれ適正に支出されるものである。</p> <p>なお、委員は地方公務員法の公務災害補償の対象となる。</p> <p>イ 附属機関に準じた機関について</p> <p>附属機関に準じた機関とは、国の懇談会等指針により定義付けするならば、行政運営上の参考に資するため、市長等の決裁を経て、市長等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているものは、懇談会等行政運営上の会合である。更に、運営の考え方としては、附属機関とは異なる</p>	<p>No.26【四国中央市地域密着型サービス事業者選考委員会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、当委員会は附属機関でございましたので、当選考委員会は廃止することとしました。</p> <p>検討の結果、本要綱を廃止し、四国中央市介護保険条例施行規則の一部を改正し、平成23年3月10日公布、同日から施行しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

りあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の意見聴取の場として性格付けられるものである。

附属機関に準じた機関の運営は、要綱等により設置されたもので、法律及び条例を根拠として開催することはできない。要綱等の規定事項に関して附属機関に準じた機関としての具体的な必要条件是、名称には審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会等は避けるべきであり、定数及び議決方法に関する議事手続は定めず、聴取した意見には、答申、意見書等合議体としての結論と受け取られる呼称は付さないものである。

また、附属機関に準じた機関の委員等は、法律又は条例に設置根拠を置かないのであるから、地方自治法 202 条の 3 第 2 項に該当せず、非常勤職員ではないことから、報酬の支出は適正を欠くものである。しかし、地方財務実務提要（第巻 4612 頁）「附属機関と私的諮問機関の差異」において「役務の提供に対する対価として報償費、旅費（費用弁償）を支給することは可能でしょう。」とあることから、市が内部規定する単価等による報償費は支給出来るものと考ええる。

なお、地方公務員法は適用されないので、公務災害の対象とはならない。

ウ 設置目的について

当市においては、附属機関と附属機関に準じた機関は明確な区分基準が存在しないので、国の懇談会等指針に基づくならば、附属機関に準じた機関の性格として「意見聴取の場として利用するものとする。」とあり、その成果は「答申、意見書等合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないものとする。」となる。

ところで、附属機関又は附属機関に準じた機関であるか如何に関しては、その事項が争点となり公金支出の違法性が問われた住民訴訟事例（後述）があること等から、コンプライアンス上重要な問題であると認識すべきであると考ええる。

よって、設置目的は、附属機関であるか、若しくは附属機関に準じた機関であるかの判断の上で重要な要件であるが、上記ア、イで述べた条例又は要綱等の規定事項の必要条件により、その機関形態、機関機能及び目的等が調停、審査、諮問又は調査のためのものであるかどうかを精査し、附属機関に該当するのであれば条例化を検討されたい。

(3) 審議会等の会議運営について

ア 委員報酬等

附属機関に準じた機関の委員等への報酬又は報償費等の支出については、現在のところ地方裁判所において見解の相違する判例がある。

① 平成14年9月24日福岡地方裁判所平成13(行ウ)42 若宮町違法公金支出返還請求事件では、法律又は条例に基づかない附属機関(附属機関に準じた機関)の委員に対し支出した報酬及び費用弁償は、『「若宮町特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」又は「若宮町非常勤特別職の職員の費用弁償条例」のいずれにもその根拠を求めることはできず、他に本件公金支出を根拠づける法令はない。そうすると、本件公金支出は、法令に基づかない支出として違法であるというしかない。』という違法の判決。更に、違法な公金支出であるので、賠償を若宮町に対して支払義務があると認めた。

② 平成14年1月30日さいたま地方裁判所平成11(行ウ)8 損害賠償等請求越谷市情報公開懇話会報償費では、本来地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として「本件懇話会委員に対する報酬等を給与条例に基づくことなく、これと異なる報償費を支出したことは、違法な公金の支出に当たるとの評価を受けることを否定することはできない」と判決文にある。しかし、この報償費は、「適法に設置された附属機関たる審議会委員に対して支出されたと推認される報酬等の額は、本件懇話会の委員に対して支出された報償費等と同額であったと推認することができるものというべきであるから、(中略)越谷市に損害は生じていないものというべきである。」と違法ではあるが、損害無しという判決。

また、違法な報酬支出については、地方財務実務提要(第2巻4615頁)「違法設置の審議会委員への報酬支払と不当利得返還請求」において、違法設置附属機関委員への報酬支出に対する返還請求について「不当利得返還請求権は、競合するとする説(不当利得返還請求権対立説)と不当利得について差額があるときにその差額の限度において生じるとする説(不当利得返還請求権差額説)とがあり、判例・通説は後説をとっており、昭和41年5月20日の行政実例も後説によっています。」とあり、更に「一般的には、相互に受けた利益は均衡しているとみるのが通常であり、不当利得返還請求権は、双

No.26【四国中央市地域密着型サービス事業者選考委員会】

ご指摘の事項につきましては、当委員会
は附属機関でございました。

検討の結果(1)ウの措置内容にて、報酬を支出いたします。

【措置済】

方に生じないと解するのが適当であると考えます。」と続く。

以上のことから、附属機関及び附属機関に準じた機関の分類判断に関して、法律に準拠した調停、審査、諮問及び調査機関であるかどうか的確な判断を行い、附属機関に該当する場合は、設置根拠である法律又は条例が存在するか、報酬の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

一方、附属機関に準じた機関に該当する場合は、附属機関とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであるから、国の懇談会等指針によりその設置根拠は法律又は条例によるのではなく要綱等によるものであり、無償、若しくは報酬ではなく報償費の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

しかし、(1)ア、イ、ウで既に述べた附属機関の要件を満たす機関でありながら報酬の支出がなされていないものが見受けられたが、これは不適正であることを否定することはできない。

また、附属機関に準じた機関で報酬を支出したものも見受けられた。

よって、所管においては、**附属機関及び附属機関に準じた機関の委員に対する公金支出の適正を図られたい。**

ただし、既に支出された公金に関しては、上記判例、実例又は通説等の見解を検証したところにより、不当利得返還請求権差額説の立場をとるものであり、その返還を求めるものではない。

イ 会議の公開等

会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。

よって、**審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。**

No.26 【四国中央市地域密着型サービス事業者選考委員会】

ご指摘の事項につきましては、介護保険運営協議会として取り組むこととしております。

【措置済】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(1) 審議会等の設置状況について</p> <p>ア 附属機関について</p> <p>附属機関とは、定義的には執行機関の内部組織ではなく、執行機関が行政の執行権を有するのとは異なり、自ら執行機関として最終的な意思決定をする権限はなく、行政の執行権を有していない。行政の執行権に伴う必要な調停、審査、諮問又は調査を行うため、委嘱委員により構成された合議制の機関として、執行機関の事務事項の前提となる附属的な機関である。</p> <p>附属機関の設置根拠は前記第2監査の概要中、2監査の対象で述べたとおり、地方自治法第138条の4第3項に基づき、<u>法律又は条例の定めによる設置が必須である</u>。また、地方自治法第202条の3第1項においても同様に規定されている。条例の規定事項に関して附属機関としての具体的な必要条件は、その機関が市長の委嘱により学識経験者、各団体からの選出者又は公募選出委員等で組織され、市長の諮問に応じて、調停、審査、審議又は調査等の機関であることが明記され、議事においては出席委員の過半数で決する等合議体としての意見決定機能や、執行機関内に事務局を設置する等が明記されていることであると考える。</p> <p>また、附属機関の委員は地方自治法第202条の3第2項に該当し、非常勤職員とされ、地方自治法第203条の2により条例に基づき<u>報酬を支給しなければならない</u>ので、給与条例主義の原則に則り当市では「四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例」において、附属機関を構成する委員の報酬及び費用弁償に関して規定されており、この条例に基づき勤務日数等に応じてそれぞれ適正に支出されるものである。</p> <p>なお、委員は地方公務員法の公務災害補償の対象となる。</p> <p>イ 附属機関に準じた機関について</p> <p>附属機関に準じた機関とは、国の懇談会等指針により定義付けするならば、行政運営上の参考に資するため、市長等の決裁を経て、市長等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているものは、懇談会等行政運営上の会合である。更に、運営の考え方としては、附属機関とは異なる</p>	<p>No.27【四国中央市次世代育成支援対策地域協議会】</p> <p>次世代育成支援対策地域協議会においては、次世代育成支援対策推進法に基づくものの、同法第21条中に「地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、地域協議会を組織することができる」とされる任意のものである。</p> <p>そのため、主な目的としては、必要となるべき措置について住民からの意見を反映させるためのもので、行政運営上の意見交換、懇談等意見聴取の場であり、附属機関に準じた機関として捉えることができる。したがって、現状の要綱を維持する方向を中心に検討するが、指摘事項を熟考し、引き続き多面的に検討したい。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

りあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の意見聴取の場として性格付けられるものである。

附属機関に準じた機関の運営は、要綱等により設置されたもので、法律及び条例を根拠として開催することはできない。要綱等の規定事項に関して附属機関に準じた機関としての具体的な必要条件は、名称には審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会等は避けるべきであり、定数及び議決方法に関する議事手続は定めず、聴取した意見には、答申、意見書等合議体としての結論と受け取られる呼称は付さないものである。

また、附属機関に準じた機関の委員等は、法律又は条例に設置根拠を置かないのであるから、地方自治法 202 条の 3 第 2 項に該当せず、非常勤職員ではないことから、報酬の支出は適正を欠くものである。しかし、地方財務実務提要（第巻 4612 頁）「附属機関と私的諮問機関の差異」において「役務の提供に対する対価として報償費、旅費（費用弁償）を支給することは可能でしょう。」とあることから、市が内部規定する単価等による報償費は支給出来るものと考ええる。

なお、地方公務員法は適用されないので、公務災害の対象とはならない。

ウ 設置目的について

当市においては、附属機関と附属機関に準じた機関は明確な区分基準が存在しないので、国の懇談会等指針に基づくならば、附属機関に準じた機関の性格として「意見聴取の場として利用するものとする。」とあり、その成果は「答申、意見書等合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないものとする。」となる。

ところで、附属機関又は附属機関に準じた機関であるか如何に関しては、その事項が争点となり公金支出の違法性が問われた住民訴訟事例（後述）があること等から、コンプライアンス上重要な問題であると認識すべきであると考ええる。

よって、設置目的は、附属機関であるか、若しくは附属機関に準じた機関であるかの判断の上で重要な要件であるが、上記ア、イで述べた条例又は要綱等の規定事項の必要条件により、その機関形態、機関機能及び目的等が調停、審査、諮問又は調査のためのものであるかどうかを精査し、附属機関に該当するのであれば条例化を検討されたい。

(2) 審議会等の委員構成等について

ウ 委員年齢

委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めない。審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。

よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。

オ 公募委員

公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。

さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。

よって、市指針において公募が適当でない認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員

No.28【みしま児童センター運営委員会】

No.29【川之江児童館運営委員会】

次回の選任の際には、指摘事項に留意し、改善したい。

【検討中】

No.27【四国中央市次世代育成支援対策地域協議会】

No.28【みしま児童センター運営委員会】

No.29【川之江児童館運営委員会】

民営化選定委員会を除く地域協議会並びに両運営委員会については、委員を委嘱する際に市報等において公募を行ったところであるが、残念ながら応募がなく公募委員を委嘱するに至らなかった。

新たに委員委嘱を行う際には、これまでと同様に公募を行う予定である。

【実施中】

No.30【四国中央市保育所民営化選定委員会】

民営化選定委員会については、公立保育所の民営化という公共施設の民間移管先の検討を行う特別な機関である。そのため、事務局が把握できない利害関係者が多数いることが容易に想像できることなどから、公募は行っていない。

【見解】

が増加することを望むものである。

(3) 審議会等の会議運営について

ア 委員報酬等

附属機関に準じた機関の委員等への報酬又は報償費等の支出については、現在のところ地方裁判所において見解の相違する判例がある。

① 平成14年9月24日福岡地方裁判所平成13(行ウ)42 若宮町違法公金支出返還請求事件では、法律又は条例に基づかない附属機関(附属機関に準じた機関)の委員に対し支出した報酬及び費用弁償は、『「若宮町特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」又は「若宮町非常勤特別職の職員の費用弁償条例」のいずれにもその根拠を求めることはできず、他に本件公金支出を根拠づける法令はない。そうすると、本件公金支出は、法令に基づかない支出として違法であるというしかない。』という違法の判決。更に、違法な公金支出であるので、賠償を若宮町に対して支払義務があると認めた。

② 平成14年1月30日さいたま地方裁判所平成11(行ウ)8 損害賠償等請求越谷市情報公開懇話会報償費では、本来地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として「本件懇話会委員に対する報酬等を給与条例に基づくことなく、これと異なる報償費を支出したことは、違法な公金の支出に当たるとの評価を受けることを否定することはできない」と判決文にある。しかし、この報償費は、「適法に設置された附属機関たる審議会委員に対して支出されたと推認される報酬等の額は、本件懇話会の委員に対して支出された報償費等と同額であったと推認することができるものというべきであるから、(中略)越谷市に損害は生じていないものというべきである。」と違法ではあるが、損害無しという判決。

また、違法な報酬支出については、地方財務実務提要(第2巻4615頁)「違法設置の審議会委員への報酬支払と不当利得返還請求」において、違法設置附属機関委員への報酬支出に対する返還請求について「不当利得返還請求権は、競合するとする説(不当利得返還請求権対立説)と不当利得について差額があるときにその差額の限度において生じるとする説(不当利得返還請求権差額説)とがあり、判例・通説は後説をとっており、昭和41年5月20日の行政実例も後説によっています。」とあり、更に「一般的には、相互に受けた利益は均衡しているとみ

No.27【四国中央市次世代育成支援対策地域協議会】

No.28【みしま児童センター運営委員会】

No.29【川之江児童館運営委員会】

次世代育成支援対策地域協議会については、附属機関か附属機関に準じた機関によるものかという見解によって取扱が違ってくことから、支出科目を検討したい。

両運営委員会においては、平成23年度当初予算において、指摘のあったとおり報酬から報償費へ変更の上、予算計上を行なっている。

【検討中】

るのが通常であり、不当利得返還請求権は、双方に生じないと解するのが適当であると考えます。」と続く。

以上のことから、附属機関及び附属機関に準じた機関の分類判断に関して、法律に準拠した調停、審査、諮問及び調査機関であるかどうか的確な判断を行い、附属機関に該当する場合は、設置根拠である法律又は条例が存在するか、報酬の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

一方、附属機関に準じた機関に該当する場合は、附属機関とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであるから、国の懇談会等指針によりその設置根拠は法律又は条例によるのではなく要綱等によるものであり、無償、若しくは報酬ではなく報償費の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

しかし、(1)ア、イ、ウで既に述べた附属機関の要件を満たす機関でありながら報酬の支出がなされていないものが見受けられたが、これは不適正であることを否定することはできない。

また、附属機関に準じた機関で報酬を支出したのも見受けられた。

よって、所管においては、**附属機関及び附属機関に準じた機関の委員に対する公金支出の適正を図らりたい。**

ただし、既に支出された公金に関しては、上記判例、実例又は通説等の見解を検証したところにより、不当利得返還請求権差額説の立場をとるものであり、その返還を求めるものではない。

イ 会議の公開等

会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。

よって、**審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。**

No.27【四国中央市次世代育成支援対策地域協議会】

No.28【みしま児童センター運営委員会】

No.29【川之江児童館運営委員会】

平成22年2月17日に開催した平成21年度第2回四国中央市次世代育成支援対策地域協議会においては、会議を公開し、1名の傍聴者を受け入れた。

その後は協議会を開催していないが、今後、開催する場合においても、公開予定である。

会議録については、次回開催分からは公開に努めたい。

両運営委員会については、公開には至っておらず、また、会議録も公開していない

<p>(4) 審議会等の実績状況について</p> <p>ウ 審議会等の成果</p> <p>審議会等の成果については、答申等の成果があるものが附属機関では全数に対して66.1%、付属機関に準じた機関では34.6%である。現在では、審議会等の機能及び求められるところの成果の随時、即応、有効性による合理性が問われるものであるが、審議会等の目的等から成果が成熟するまでに数年度を要するものもあることから、一概にその成果が低調であるとは言い難い。しかし、名目的な機関として審議会等が形骸化し、行政サイドの一方的な説明や報告等で終始する等、審議会等としての実質的な審議等がなされないのであれば、協働のまちづくりのシステムとして機能しているのかどうか懸念されるものである。</p> <p>よって、各審議会等の存在意義と機能の視点からその運用について再度検討されたい。</p>	<p>ため、今後、会議録等の公開に努めたい。 【検討中】</p> <p>No.28【みしま児童センター運営委員会】 No.29【川之江児童館運営委員会】</p> <p>児童館、児童センターにおいては、厳しい財政状況の中で、運営委員を中心としたボランティアに支えられて事業を展開している状況である。運営委員会が、若干、形骸化している感は否めないが、委員を中心を支えられている現状においては、その存在をなくして現在と同様の事業を展開することは不可能な状況である。</p> <p>また、運営委員会では、年間行事計画や反省を行い、その反省点等についての改善を行なうことで一定のPDCAサイクルは実行できていると考えている。今後は更に機能の視点に立った運営に努めていきたい。 【見解】</p>
---	---

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50 歳代が 32.8%と最も多く、次に 60 歳代が 24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めない。審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>オ 公募委員</p> <p>公募委員については、委員総数に対して 2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が 10 人未満の場合は 1 人以上、10 人以上の場合は 2 人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が 2 年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及び PR の必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。</p> <p>さて、四国中央市自治基本条例第 25 条第 1 項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。</p> <p>よって、市指針において公募が適当でないと</p>	<p>No. 31 【四国中央市健康づくり推進協議会】 ご指摘の事項につきましては、次回選任の際には、委員の年齢層に偏りがないよう努めてまいります。 【実施中】</p> <p>No. 5 【宇摩圏域医療再生計画推進協議会】 ご指摘の事項につきましては、今後、委員の改選の際に公募を行ってまいります。 【実施中】</p> <p>No. 31 【四国中央市健康づくり推進協議会】 ご指摘の事項につきましては、委員の改選の際に公募を行いましたが残念ながら応募がありませんでした。 今後、改選の際には公募に係る周知等に努め、引き続き、公募委員の選任に努めてまいります。 【実施中】</p>

認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。

(3) 審議会等の会議運営について

イ 会議の公開等

会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。

よって、審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。

(4) 審議会等の実績状況について

ウ 審議会等の成果

審議会等の成果については、答申等の成果があるものが附属機関では全数に対して66.1%、附属機関に準じた機関では34.6%である。現在では、審議会等の機能及び求められるところの成果の随時、即応、有効性による合理性が問われるものであるが、審議会等の目的等から成果が成熟するまでに数年度を要するものもあることから、一概にその成果が低調であるとは言い難い。しかし、名目的な機関として審議会等が形骸化し、行政サイドの一方的な説明や報告等で終始する等、審議会等としての実質的な審議等がなされないのであれば、協働のまちづくりのシステムとして機能しているのかどうか懸念されるものである。

よって、各審議会等の存在意義と機能の視点からその運用について再度検討されたい。

No. 31 【四国中央市健康づくり推進協議会】

ご指摘の事項につきましては、議事内容の透明性を確保するため、議事録の公開に努めてまいります。

【実施中】

No. 32 【四国中央市予防接種健康被害調査委員会】

ご指摘の事項につきましては、調査対象者の個人情報の保護等に配慮しつつ、可能な範囲内で議事録の公開に努めてまいります。

【実施中】

No. 31 【四国中央市健康づくり推進協議会】

ご指摘の事項につきましては、答申等の成果はございませんが、委員各位のご意見を踏まえ、毎年、「保健事業計画」の策定を行っているところであり、設置の必要性はあると考えております。

【見解】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>イ 委員構成</p> <p>委員の選任については、関係団体代表者が全体委員数の39.2%選任され、次に学識経験者が同じく24.1%の選任となっており広く選任がなされていることが窺われる。しかし、市指針によると基本原則として各界及び各層から広く選任すること、市の一般職員を選任しないこととあるが、市職員80名が選任されている実態は、委員総数に対して8.1%と1割にも満たないとしても市指針に適合していないものであると考える。</p> <p>よって、法令又は条例等に市職員の選任規定があるもの以外は、次回の選任の際には市指針に沿うよう努められたい。</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りが無いよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>エ 女性委員</p> <p>女性委員については、委員総数に対して26.8%であり、現状としては男女比率の改善がなされつつあるのは顕著であるが、市指針には基本原則として男女比率の均衡を図ることとあり、四国中央市「四国中央市男女共同参画計画」(平成22年3月、27頁)においては『審議会等への女性の登用率の向上』及び『自治基本</p>	<p>No. 39【四国中央市勤労者教育資金融資審査会】</p> <p>No. 40【四国中央市勤労者住宅建設資金融資審査会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、委員の選任が各界及び各層から選任されておらず、市職員が選任されておりました。</p> <p>検討の結果、当委員会では融資申込者の個人情報である所得及び市税完納等の情報を扱うことから、委員構成については預託機関の労働金庫職員と市職員が適当であると思われまます。</p> <p>今後、勤労者の融資制度についてより迅速な対応を図るため、融資決定の可否を審議会方式から銀行、市の決裁方式への移行等を含め検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No. 38【四国中央市紙のまち資料館運営協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、委員の選任において委員年齢層の偏り及び女性委員が選任されていませんでした。</p> <p>検討の結果、次回の委員選定にあたり、若年層及び女性委員の積極的な選任に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

条例に基づく「審議会等の運営に関する指針」の運用・推進』ともある。

よって、審議会等には男女のバランスが確保された市民意見を反映させることが肝要と考えるので、女性委員の更なる比率向上を望むものである。

オ 公募委員

公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でないと認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。

さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。

よって、市指針において公募が適当でないと認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。

(3) 審議会等の会議運営について

ア 委員報酬等

附属機関に準じた機関の委員等への報酬又は報償費等の支出については、現在のところ地方

No. 35 【四国中央市立勤労青少年ホーム運営委員会】

ご指摘の事項につきましては、委員の公募を行っているものの、応募者がいない状況であります。今後、改選の際に、市民への周知及び応募方法等の改善において、公募委員の選任に努めるものであります。

【措置済】

No. 36 【四国中央市企業立地促進委員会】

ご指摘の事項につきましては、委員の公募が行われておりませんでした。

検討の結果、当委員会は企業経営にかかる審議において幅広い見識等、専門的な知識が要求されることと、投資計画等企業情報を数多く取り扱うことから公募が困難であると思われま

【措置済】

No. 37 【四国中央市中小企業振興対策協議会】

ご指摘の事項につきましては、委員の公募が行われておりませんでした。

検討の結果、次回の委員選定にあたり、委員公募を実施してまいります。

【検討中】

No. 38 【四国中央市紙のまち資料館運営協議会】

ご指摘の事項につきましては、委員の公募を行っているものの、応募者がいない状況であります。今後、改選の際に、市民への周知及び応募方法等の改善において、公募委員の選任に努めるものであります。

【措置済】

No. 36 【四国中央市企業立地促進委員会】

ご指摘の事項につきましては、委員の報酬が支給されておりませんでした。

裁判所において見解の相違する判例がある。

① 平成14年9月24日福岡地方裁判所平成13(行ウ)42 若宮町違法公金支出返還請求事件では、法律又は条例に基づかない附属機関(附属機関に準じた機関)の委員に対し支出した報酬及び費用弁償は、『「若宮町特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」又は「若宮町非常勤特別職の職員の費用弁償条例」のいずれにもその根拠を求めることはできず、他に本件公金支出を根拠づける法令はない。そうすると、本件公金支出は、法令に基づかない支出として違法であるというしかない。』という違法の判決。更に、違法な公金支出であるので、賠償を若宮町に対して支払義務があると認めた。

② 平成14年1月30日さいたま地方裁判所平成11(行ウ)8 損害賠償等請求越谷市情報公開懇話会報償費では、本来地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として「本件懇話会委員に対する報酬等を給与条例に基づくことなく、これと異なる報償費を支出したことは、違法な公金の支出に当たるとの評価を受けることを否定することはできない」と判決文にある。しかし、この報償費は、「適法に設置された附属機関たる審議会委員に対して支出されたと推認される報酬等の額は、本件懇話会の委員に対して支出された報償費等と同額であったと推認することができるものというべきであるから、(中略)越谷市に損害は生じていないものというべきである。」と違法ではあるが、損害無しという判決。

また、違法な報酬支出については、地方財務実務提要(第2巻4615頁)「違法設置の審議会委員への報酬支払と不当利得返還請求」において、違法設置附属機関委員への報酬支出に対する返還請求について「不当利得返還請求権は、競合するとする説(不当利得返還請求権対立説)と不当利得について差額があるときにその差額の限度において生じるとする説(不当利得返還請求権差額説)とがあり、判例・通説は後説をとっており、昭和41年5月20日の行政実例も後説によっています。」とあり、更に「一般的には、相互に受けた利益は均衡しているとみるのが通常であり、不当利得返還請求権は、双方に生じないと解するのが適当であると考えます。」と続く。

以上のことから、附属機関及び附属機関に準じた機関の分類判断に関して、法律に準拠した調停、審査、諮問及び調査機関であるかどうか

検討の結果、委員の報酬支給について検討してまいります。

【検討中】

No. 38 【四国中央市紙のまち資料館運営協議会】

ご指摘の事項につきましては、委員の報酬が支給されておりました。

検討の結果、当協議会は条例において設置根拠を定めているものの、事業運営にかかる機関であり、地方自治法に基づく、調停、審査、諮問又は調査機関としての要件を満たすものでないと思われることから委員の報酬支給を差し控えているところであります。

【措置済】

No. 39 【四国中央市勤労者教育資金融資審査会】

No. 40 【四国中央市勤労者住宅建設資金融資審査会】

ご指摘の事項につきましては、委員の報酬が支給されておりました。

検討の結果、当委員会は条例において設置根拠を定めているものの、委員構成上、融資業務機関の労働金庫と市職員であることから、報酬の支出を差し控えているところであります。

今後は、委員構成の項目で前述した審議会方式の可否について検討してまいります。

【検討中】

的確な判断を行い、附属機関に該当する場合は、設置根拠である法律又は条例が存在するか、報酬の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

一方、附属機関に準じた機関に該当する場合は、附属機関とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであるから、国の懇談会等指針によりその設置根拠は法律又は条例によるのではなく要綱等によるものであり、無償、若しくは報酬ではなく報償費の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

しかし、(1)ア、イ、ウで既に述べた附属機関の要件を満たす機関でありながら報酬の支出がなされていないものが見受けられたが、これは不適正であることを否定することはできない。

また、附属機関に準じた機関で報酬を支出したのも見受けられた。

よって、所管においては、**附属機関及び附属機関に準じた機関の委員に対する公金支出の適正を図られたい。**

ただし、既に支出された公金に関しては、上記判例、実例又は通説等の見解を検証したところにより、不当利得返還請求権差額説の立場をとるものであり、その返還を求めるものではない。

イ 会議の公開等

会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。

よって、**審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。**

(4) 審議会等の実績状況について

No. 35 【四国中央市立勤労青少年ホーム運営委員会】

ご指摘の事項につきましては、会議の公開がされておりました。

検討の結果、公開に向けて検討してまいります。

【検討中】

No. 36 【四国中央市企業立地促進委員会】

ご指摘の事項につきましては、会議の公開がされておりました。

検討の結果、当委員会の会議は指定企業の経営状況に踏み込み、奨励金等の交付の是非について審議することから、委員会の公正公平な運営に支障をきたす恐れがあるため、会議の公開は差し控えるものであります。

【措置済】

No. 38 【四国中央市紙のまち資料館運営協議

ウ 審議会等の成果

審議会等の成果については、答申等の成果があるものが附属機関では全数に対して66.1%、付属機関に準じた機関では34.6%である。現在では、審議会等の機能及び求められるところの成果の随時、即応、有効性による合理性が問われるものであるが、審議会等の目的等から成果が成熟するまでに数年度を要するものもあることから、一概にその成果が低調であるとは言い難い。しかし、名目的な機関として審議会等が形骸化し、行政サイドの一方的な説明や報告等で終始する等、審議会等としての実質的な審議等がなされないのであれば、協働のまちづくりのシステムとして機能しているのかどうか懸念されるものである。

よって、各審議会等の存在意義と機能の視点からその運用について再度検討されたい。

会】

ご指摘の事項につきましては、協議会の存在意義及び施策等への反映であります。

検討の結果、当協議会は紙のまち資料館の事業運営にかかる機関として、その運営方針及び振興計画の策定について協議を行なう等、重要な役割を果たしているところであります。

【措置済】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>(3) 審議会等の会議運営について</p> <p>イ 会議の公開等</p> <p>会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。</p> <p>よって、審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。</p> <p>(4) 審議会等の実績状況について</p> <p>ウ 審議会等の成果</p> <p>審議会等の成果については、答申等の成果があるものが附属機関では全数に対して66.1%、付属機関に準じた機関では34.6%である。現在では、審議会等の機能及び求められるところの成果の随時、即応、有効性による合理性が問われるものであるが、審議会等の目的等から成果が成熟するまでに数年度を要するものもあることから、一概にその成果が低調であるとは言いがたい。しかし、名目的な機関として審議会等が形骸化し、行政サイドの一方的な説明や報告等</p>	<p>No. 44【国中央市江之元地区住環境整備推進委員会】</p> <p>設置要綱に、江之元自治会役員・寒川漁業協同組合役員・婦人代表者及び知識経験者のある者となっており、年齢的には高齢者となっているが、次回の推進委員会等のおり、要綱改正の協議をおこないたい。</p> <p>【実施中】</p> <p>No. 44【国中央市江之元地区住環境整備推進委員会】</p> <p>審議会条例の指針のとおり、今後、公開していく。</p> <p>【実施中】</p> <p>No. 44【国中央市江之元地区住環境整備推進委員会】</p> <p>平成7年度に事業を導入するに際し、地域の居住者の代表で組織され、整備計画を推進委員と協同により作成し、整備方法等については、現在まで53回会合をかさねており、また、事業推進にあたっての協議や市と地元のパイプ役となっており、当事業の目的(別紙参照)である住民の意向に沿ったまちづくりを進めております。</p> <p>このことから、江之元地区再開発事業を</p>

で終始する等、審議会等としての実質的な審議等がなされないのであれば、協働のまちづくりのシステムとして機能しているのかどうか懸念されるものである。

よって、**各審議会等の存在意義と機能の視点からその運用について再度検討されたい。**

進めるためには、江之元地区住環境整備推進委員会は、重要な役割を果たしております。

尚、当事業は、今年3月16日に愛媛県公共事業評価委員会(委員は、学識経験者及び有識者のうちから、知事が委嘱し、委員7人以内で組織する)に付託し、事業の必要性、費用対効果、地元の協力体制等を説明し、委員に高い評価を受け、〔事業継続〕と審議結果を頂きました。

【措置済】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ア 委員数</p> <p>委員定数は、市指針によると基本原則として15人以内とされているところであるが、15人以下の審議会等が殆どであった。しかし、当該審議会等の設置目的等により止むを得ず大きく上回るものも見受けられた。</p> <p>また、条例等において委員任期が年数で規定されている審議会等は、常設の形態であると解釈されるので、基準日の時点で委員の選任なしとされているものは、不適正な状態であると考えられる。</p> <p>よって、速やかに委員の選任により常設状態に審議会等を改善する等適正なものに改められたい。</p>	<p>No.45【四国中央市住宅入居者選考委員会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては委員の選任がされておりませんでした。</p> <p>検討の結果、当委員会は市営住宅の建替え時等に入居申込者の住宅困窮度の高い者から入居を決定する判定基準を定めるにあたり市長が意見を聴くものであり、当委員会は常設が適切でない判断しましたので、「四国中央市規則第22号」（平成23年3月24日付）で有限の任期に規則の改正を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p>	<p>No.47【学校給食費滞納審査会】</p> <p>この審査会の構成メンバーはそれぞれの団体の代表者であり、年齢層について考慮できるものではありません。</p> <p style="text-align: right;">【未措置】</p> <p>No. 50【四国中央市少年育成センター運営協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、30歳未満、30歳代の若年層から委員を委嘱しておらず、年齢層の偏りが見られます。当協議会は、少年の健全育成に係る各種団体の代表者をもって構成しており、若年層の者に委嘱することが難しい面もございますが、今後は、若年層の多い団体などから委員を委嘱し、年齢層に偏りのない構成になるよう努力してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
<p>2 意見</p> <p>(1) 人材の発掘及び育成について</p> <p>審議会等の委員の選任に関しては、市指針等に基づき各所管により実施されているが、地方分権・地域主権の時代を見据えるならば市職員のスキルアップは当然であるが、協働のまちづくりに共に参加する人材の確保は益々重要で深刻な問題として浮かび上がってくる。例えば、改善・検討事項(2)オ公募委員でも述べたが、委員を公募したが応募者がなく、公募委員の空白を他の委員で埋めている場合があり、年齢的にバランスの取れた広範囲にわたる委員選任が困難な場合もある。特に女性の登用に係る人材の開拓、育成等が十分にアプローチできない年齢層があるのが実状である。</p> <p>委員として適任である人材の発掘、開拓及びその育成による委員候補者の確保は、各所管課の努力によっても達成し難い側面もあり、全市的に取組む必要があるのではないかと考える。</p> <p>よって、全市的な取組みにより審議会等の存在価値の最適化及び質感の向上を更に望むものである。</p>	<p>四国中央市少年育成センター運営協議会においては、現在の委員の任期が平成24年3月31日までであり、次期、委員の委嘱にあたっては、若年層の委員の委嘱を検討し、幅広い年齢層から、少年の健全育成に関する意見等を聴取し、育成センター事業の充実を図って行きたい。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>エ 女性委員</p> <p>女性委員については、委員総数に対して26.8%であり、現状としては男女比率の改善がなされつつあるのは顕著であるが、市指針には基本原則として男女比率の均衡を図ることとあり、四国中央市「四国中央市男女共同参画計画」（平成22年3月、27頁）においては『審議会等への女性の登用率の向上』及び『自治基本条例に基づく「審議会等の運営に関する指針」の運用・推進』ともある。</p> <p>よって、審議会等には男女のバランスが確保された市民意見を反映させることが肝要と考えるので、女性委員の更なる比率向上を望むものである。</p> <p>(3) 審議会等の会議運営について</p> <p>イ 会議の公開等</p> <p>会議の公開については、市指針において基本</p>	<p>No.52【四国中央市教育委員会外部評価委員会】</p> <p>No.53【四国中央市社会教育委員】</p> <p>No.57【四国中央市公民館運営審議会(妻鳥)】</p> <p>No.58【四国中央市公民館運営審議会(金田)】</p> <p>No.59【四国中央市公民館運営審議会(川滝)】</p> <p>No.61【四国中央市公民館運営審議会(三島)】</p> <p>No.63【四国中央市公民館運営審議会(中之庄)】</p> <p>No.64【四国中央市公民館運営審議会(寒川)】</p> <p>No.65【四国中央市公民館運営審議会(豊岡)】</p> <p>No.66【四国中央市公民館運営審議会(嶺南)】</p> <p>ご指摘の事項については、上記の各委員会等の委員の任期は平成24年3月31日となっており、次回の選任の際には改善を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.65【四国中央市公民館運営審議会(豊岡)】</p> <p>ご指摘の事項については、上記委員の任期は平成24年3月31日となっており、次回の選任の際には改善を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.51【四国中央市放課後子どもプラン運営委員会】</p>

<p>原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。</p> <p>よって、審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。</p>	<p>No.52【四国中央市教育委員会外部評価委員会】</p> <p>No.68【四国中央市スポーツ振興審議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、すでにホームページへの掲載、報告書の作成など公開に努めているが、今後も積極的に情報公開に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>2 意見</p> <p>(1) 人材の発掘及び育成について</p> <p>審議会等の委員の選任に関しては、市指針等に基づき各所管により実施されているが、地方分権・地域主権の時代を見据えるならば市職員のスキルアップは当然であるが、協働のまちづくりに共に参加する人材の確保は益々重要で深刻な問題として浮かび上がってくる。例えば、改善・検討事項(2)オ公募委員でも述べたが、委員を公募したが応募者がなく、公募委員の空白を他の委員で埋めている場合があり、年齢的にバランスの取れた広範囲にわたる委員選任が困難な場合もある。特に女性の登用に係る人材の開拓、育成等が十分にアプローチできない年齢層があるのが実状である。</p> <p>委員として適任である人材の発掘、開拓及びその育成による委員候補者の確保は、各所管課の努力によっても達成し難い側面もあり、全市的に取組む必要があるのではないかと考える。</p> <p>よって、全市的な取組みにより審議会等の存在価値の最適化及び質感の向上を更に望むものである。</p>	<p>所管の審議会においては、委員の選任に関して、ご指摘の年齢バランス・女性委員の登用、公募による委員選任などに努め、改善を図ってまいりたいと考えていますが、委員が関係団体・関係機関の長をもって構成されている審議会等が多くあり、それぞれの団体等での役員選任の際にも同様な取り組みが必要と思われる。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>イ 委員構成 委員の選任については、関係団体代表者が全体委員数の39.2%選任され、次に学識経験者が同じく24.1%の選任となっており広く選任がなされていることが窺われる。しかし、市指針によると基本原則として各界及び各層から広く選任すること、市の一般職員を選任しないこととあるが、市職員80名が選任されている実態は、委員総数に対して8.1%と1割にも満たないとしても市指針に適合していないものであると考える。 よって、法令又は条例等に市職員の選任規定があるもの以外は、次回の選任の際には市指針に沿うよう努められたい。</p> <p>ウ 委員年齢 委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。 よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>オ 公募委員 公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、</p>	<p>NO.72【四国中央市図書館協議会】 ご指摘の事項につきましては条例の整備がされておりました。 検討の結果、図書館法により委員構成の中に学校教育関係者及び社会教育関係者が謳われていることから、有限の任期に条例の改正を行なってまいります。 【検討中】</p> <p>NO.73【四国中央市子ども読書活動推進計画策定委員会】 ご指摘の事項につきましては条例の整備がされておりました。 当委員会においては、平成23年3月31日教育委員会に計画書提出をもって解散となっております。 【措置済】</p> <p>No.70【かわのえ高原ふるさと館運営協議会】</p> <p>NO.71【四国中央市暁雨館運営協議会】 ご指摘の事項につきましては、委員の高齢化が進んでおります。 検討の結果、委員の任期による改選の際に若年層の任用に留意して参ります。但し、協議会の性質上文化に造詣が深い人材を求めているため、他の協議会に比較して高齢者が多くなる可能性は高いと思われまます。 【検討中】</p> <p>NO.69【四国中央市文化財保護審議委員】</p> <p>NO.70【かわのえ高原ふるさと館運営協議会】</p> <p>NO.71【四国中央市暁雨館運営協議会】 ご指摘の事項につきましては委員の選任がされておりました。 検討の結果、委員の任期による改選の際</p>

<p>公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。</p> <p>さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。</p> <p>よって、市指針において公募が適当でないこと認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。</p> <p>(3) 審議会等の会議運営について</p> <p>イ 会議の公開等</p> <p>会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調査による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。</p> <p>よって、審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。</p>	<p>に公募委員を任用してまいります。 【検討中】</p> <p>N0.72【四国中央市図書館協議会】 ご指摘の事項につきまして会議及び議事録の公開はされておりませんでした。 検討の結果、平成23年度から会議の公開及びHPでの会議録の公開を実施いたします。 【措置済】</p>
<p>2 意見</p> <p>(1) 人材の発掘及び育成について</p> <p>審議会等の委員の選任に関しては、市指針等に基づき各所管により実施されているが、地方分権・地域主権の時代を見据えるならば市職員のスキルアップは当然であるが、協働のまちづくりと共に参加する人材の確保は益々重要で深刻な問題として浮かび上がってくる。例えば、改善・検討事項(2)オ公募委員でも述べたが、委員を公募したが応募者がなく、公募委員の空</p>	<p>N0.69【四国中央市文化財保護審議委員】 N0.70【かわのえ高原ふるさと館運営協議会】 N0.71【四国中央市暁雨館運営協議会】</p> <p>文化財に関わる審議会は専門性も求められており、人材の発掘に苦慮しているところではありますが、それぞれの審議会では、改選時に改善してまいります。 【見解】</p>

白を他の委員で埋めている場合があり、年齢的にバランスの取れた広範囲にわたる委員選任が困難な場合もある。特に女性の登用に係る人材の開拓、育成等が十分にアプローチすらできない年齢層があるのが実状である。

委員として適任である人材の発掘、開拓及びその育成による委員候補者の確保は、各所管課の努力によっても達成し難い側面もあり、全市的に取組む必要があるのではないかと考える。

よって、全市的な取組みにより審議会等の存在価値の最適化及び質感の向上を更に望むものである。

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ア 委員数 委員定数は、市指針によると基本原則として15人以内とされているところであるが、15人以下の審議会等が殆どであった。しかし、当該審議会等の設置目的等により止むを得ず大きく上回るものも見受けられた。 また、条例等において委員任期が年数で規定されている審議会等は、常設の形態であると解釈されるので、基準日の時点で委員の選任なしとされているものは、不適正な状態であると考えられる。 よって、速やかに委員の選任により常設状態に審議会等を改善する等適正なものに改められたい。</p> <p>ウ 委員年齢 委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。 よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>オ 公募委員 公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、こ</p>	<p>No. 77【四国中央市土居隣保館運営審議会】 指摘の事項については委員の選任がされてない。今年度中には選任したい。 【検討中】</p> <p>No. 74【四国中央市人権施策推進協議会】 No. 75【四国中央市川之江隣保館運営審議会】 No. 76【四国中央市朝日文化会館運営審議会】 構成員は、制度上、関係機関や団体の代表者から選出されており、その殆どが中高年層が占めることから、若年層の委員選任は、現実的には困難である。 【見解】</p> <p>No. 74【四国中央市人権施策推進協議会】 No. 76【四国中央市朝日文化会館運営審議会】 委員選任時に公募を行ったが応募者がいなかった。次回選任時は、方法等を検討しながら、引き続き公募者を募りたい。 【検討中】</p>

れは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取り組みにも限界があるかと推察するものである。

さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。

よって、市指針において公募が適当でないと認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めない。審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p>	<p>No.78【四国中央市明るい選挙推進協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては委員構成15名中9名が70歳以上であります。平成23年度に任期満了に伴う委員の改選を予定しておりますので、改選に当たっては、できる限り委員構成の若返りができるよう関係団体との連携を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
<p>(3) 審議会等の会議運営について</p> <p>イ 会議の公開等</p> <p>会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。</p> <p>よって、審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。</p>	<p>No.78【四国中央市明るい選挙推進協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては年1回の総会が開催されており、総会で協議された内容の公開を予定しております。</p> <p>本来、協議会としての取り組むべき活動があると思いますが、現在の組織は選挙時の啓発活動のみボランティア活動として行っているのが現状であり、今後は、委員の意見等もいただき検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
<p>(4) 審議会等の実績状況について</p> <p>ウ 審議会等の成果</p> <p>審議会等の成果については、答申等の成果があるものが附属機関では全数に対して66.1%、付属機関に準じた機関では34.6%である。現在では、審議会等の機能及び求められるところの成果の随時、即応、有効性による合理性が問われるものであるが、審議会等の目的等から成果が成熟するまでに数年度を要するものもあることから、一概にその成果が低調であるとは言いがたい。しかし、名目的な機関として審議会等が形骸化し、行政サイドの一方向的な説明や報告等</p>	<p>No.78【四国中央市明るい選挙推進協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては上述したとおりの現状であります。今後は、選挙期間中の街頭啓発をはじめ組織活動の充実に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

で終始する等、審議会等としての実質的な審議等がなされないのであれば、協働のまちづくりのシステムとして機能しているのかどうか懸念されるものである。

よって、各審議会等の存在意義と機能の視点からその運用について再度検討されたい。

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(3) 審議会等の会議運営について</p> <p>イ 会議の公開等</p> <p>会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。</p> <p>よって、審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。</p>	<p>NO.79【四国中央市国民保護協議会】 NO.80【四国中央市防災会議】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、会議の公開等について積極的にしていませんでした。</p> <p>市民の防災意識等の高揚を図るため、会議の公開等を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について オ 公募委員</p> <p>公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。</p> <p>さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。</p> <p>よって、市指針において公募が適当でない認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。</p>	<p>No.81【四国中央市水道ビジョン検討委員会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、市ホームページにおいて公募を行った結果、応募者が無かったことから、公募委員の選任がされていませんでした。</p> <p>当審議会は時限的な審議会であり、平成22年9月21日の第4回の会が最終回。平成22年11月25日には水道ビジョン策定完了となり、任を解くこととなりました。</p> <p>平成23年3月10日付の「平成22年度行政監査の結果について(報告)」を待たず会を閉じましたので、未措置となっています。</p> <p style="text-align: right;">【未措置】</p>
<p>2 意見 (1) 人材の発掘及び育成について</p> <p>審議会等の委員の選任に関しては、市指針等に基づき各所管により実施されているが、地方分権・地域主権の時代を見据えるならば市職員のスキルアップは当然であるが、協働のまちづくりに共に参加する人材の確保は益々重要で深刻な問題として浮かび上がってくる。例えば、改善・検討事項(2)オ公募委員でも述べたが、委員を公募したが応募者がなく、公募委員の空白を他の委員で埋めている場合があり、年齢的にバランスの取れた広範囲にわたる委員選任が困難な場合もある。特に女性の登用に係る人材</p>	<p>四国中央市水道ビジョン検討委員会においては、委員の選任に関して需要者や学識経験者、水道に関わる関係者などの構成に努めてまいりました。</p> <p>当審議会は目的を達成したことから閉会となっておりますが、今後、水道ビジョン改訂の際には、当市において四国中央市水道ビジョン検討委員会に関わる行政需要等を調査研究し、女性や年齢のバランスも考慮した上で、適任である人材の確保に改善していくよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

の開拓、育成等が十分にアプローチすらできない年齢層があるのが実状である。

委員として適任である人材の発掘、開拓及びその育成による委員候補者の確保は、各所管課の努力によっても達成し難い側面もあり、全市的に取組む必要があるのではないかと考える。

よって、全市的な取組みにより審議会等の存在価値の最適化及び質感の向上を更に望むものである。

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ア 委員数</p> <p>委員定数は、市指針によると基本原則として15人以内とされているところであるが、15人以下の審議会等が殆どであった。しかし、当該審議会等の設置目的等により止むを得ず大きく上回るものも見受けられた。</p> <p>また、条例等において委員任期が年数で規定されている審議会等は、常設の形態であると解釈されるので、基準日の時点で委員の選任なしとされているものは、不適正な状態であると考えられる。</p> <p>よって、速やかに委員の選任により常設状態に審議会等を改善する等適正なものに改められたい。</p>	<p>No.82【四国中央市工業用水道事業審議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、委員の選任がされていませんでした。</p> <p>当審議会につきましては、平成23年6月1日付けで委員の委嘱を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>